

ごうぎんBizポータル利用申込書



株式会社山陰合同銀行 御中

私は、裏面記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」を確認し、「ごうぎんBizポータル利用規定」を承認の上、次のとおり申し込みます。

		お申込日		年 月 日			
おところ				電話番号			
				- -			
おなまえ						代表口座のお届印	
代表口座	店番または店名		科目	口座番号			
			<input type="checkbox"/> 当座預金				
	支店出張所		<input type="checkbox"/> 普通預金				

1. お申込み区分

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解約 *1
-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------

*1 下記2のご記入は不要です

2. サービス指定口座 ※おなまえ欄は上記代表口座のおなまえと同一の場合、省略可

登録区分	店番または店名	科目	口座番号/おなまえ				お届け印
<input type="checkbox"/> 登録		<input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号				
<input type="checkbox"/> 削除	支店出張所	<input type="checkbox"/> 普通預金	おなまえ				
<input type="checkbox"/> 登録		<input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号				
<input type="checkbox"/> 削除	支店出張所	<input type="checkbox"/> 普通預金	おなまえ				
<input type="checkbox"/> 登録		<input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号				
<input type="checkbox"/> 削除	支店出張所	<input type="checkbox"/> 普通預金	おなまえ				

<銀行使用欄>

<EBセンター使用欄>

部長印 ※	精査印	照合印	受付印
-------	-----	-----	-----

精査印	照合印	登録印	受付印
-----	-----	-----	-----

※サービス指定口座に営業店長専決事項がある場合に使用

(新規申込時) パスワード等通知書を第二住所へ送付を希望される場合は右記にチェック 第二住所希望

新規申込時は導入チェック表(預394)を作成し、導入チェック表とともにEBセンターに送付する

他のEBサービス有無確認、該当があれば代表口座(手数料引落口座)が同じ(RQ.57700)

(受付店) → (EBセンター) → (諸届センター)

預730(2023.10改) 保存期間 解約後7年

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（本取引の名義人。取引名義人が法人の場合は当該法人の役員等を含む。以下同じ。）および代理人は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この取引が停止され、または通知によりこの取引が解約されても異議を申しません。なお、これにより私および代理人に損害が生じた場合でも、貴行に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴行に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

① 私および代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 私および代理人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

ごうぎんBizポータル利用規定

お申込み前に、「ごうぎんBizポータル利用規定」をご覧ください。

内容については、当行HP (https://www.gogin.co.jp/common/hpl_kitei.pdf)

または、右記QRコードより参照いただくか、

ごうぎんの窓口へお申し付けください。

